

議員提出議案第1号

三朝町議会の議員の報酬の特例に関する条例の設定について

次のとおり三朝町議会の議員の報酬の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月25日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	小椋昭一
賛成者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	牧田武文

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員の報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三朝町議会の議員（以下「議員」という。）の報酬の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員の報酬の額の特例)

第2条 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員の報酬月額、三朝町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号。以下「議員報酬条例」という。）第1条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の算出の基礎となる報酬月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 特例期間における議員の期末手当の額は、議員報酬条例第5条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。